

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281107014	28年11月7日	28年12月6日	28年12月28日	安全性向上を目的とした、防犯カメラ映像の公共機関等への提供に関する緩和	<p>【具体的理由】 改正個人情報保護ガイドラインを補足するQ&Aにて、東京オリンピック・パラリンピック等大規模国家イベントにおける防犯および国家安全保障用途に関しては、警察など公的機関の要求に基づき、民間事業者(鉄道事業者、小売り店舗等)の撮影した防犯カメラ映像については、本人の同意がなくても第三者提供が可能であることを、事例として明示していただきたい。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 私設の防犯カメラ所有者が、カメラに映った「顔」映像データを警察や公的機関に提供することは、個人情報保護法の第23条に規定されている「個人情報の第三者提供」にあたるが、個人情報の第三者提供は、あらかじめ本人の同意がない限り禁止されている。</p> <p>(b)要望の理由 一方、現在のガイドライン(個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン)には第三者提供が可能例外として、法令に基づく場合など4ケースが規定されており、事例が示されている。 しかしながら、現在(2016年10月)個人情報保護委員会がパブコミにかけているガイドラインにおいては、これらの事例は示されておらず、Q&A対応となる模様である。さらに防犯、防災、国家安全保障用途における防犯カメラ情報の第三者提供が可能事例は、Q&Aにて掲載されるか明らかにされていない。このような状態では、イベント時にデータを最大限に活用することができない。そこでQ&Aに4つの事例に加え、防犯および国家安全保障用途における第三者提供が可能事例を追加いただきたい。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 防犯カメラ映像の活用により、東京オリンピック・パラリンピック等での安全性向上につなげることができると期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	個人情報保護委員会	<p>個人データ(カメラに映った顔画像を含む。)を第三者に提供する場合、以下に示す例外事由に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第23条第2項に基づきいわゆるオプトアウト手続を行うことが必要となります。(例外事由) ・法令に基づく場合(同条第1項第1号) ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。(同項第2号) ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。(同項第3号) ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。(同項第4号)</p> <p>上記例外事由の事例については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)において記載させていただいており、例えば、次のような事例を明示しています。 ＜第1号関係＞ ・警察の捜査関係事項照会に対応する場合(刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第1項) ・裁判官の発する令状に基づく捜査に対応する場合(刑事訴訟法第218条) ＜第2号関係＞ ・大規模災害や事故等の緊急時に、被災者情報・負傷者情報等を家族、行政機関、地方自治体等に提供する場合 ＜第4号関係＞ ・事業者が警察の求めに応じて個人情報を提出する場合</p> <p>なお、これらの事例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示すものであり、全ての事案を網羅するものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述するものではありません。</p> <p>上記のとおり、個人情報保護法上、「法令に基づく場合」、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」及び「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」等については、民間事業者の撮影した防犯カメラ映像を当該機関に対して本人の同意なく提供することは可能となっており、その具体的な事例を個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)においてお示ししております。</p>	個人情報保護法第23条	現行制度下で対応可能	個人情報保護法上、「法令に基づく場合」、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」及び「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」等については、民間事業者の撮影した防犯カメラ映像を当該機関に対して本人の同意なく提供することは可能となっており、その具体的な事例を個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)においてお示ししております。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討して対応を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
28111001	28年11月11日	28年12月6日	28年12月28日	個人情報保護法改正を受けた医学研究に関する倫理指針改正の見直し提案	改正個人情報保護法(以下、個情法)の下では、要配慮個人情報とされる病歴(政令では、カルテ情報等の全ての臨床情報を含む)を取得する場合、取得時の目的と異なる利用をする場合又は第三者に提供する場合、そのことについて本人同意の取得が求められ、オプトアウトでの実施が原則としてなされる。 この法改正を受け、医学系研究の倫理指針(「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等)以下、指針)の改正が現在進められている。この指針改正案は、民間、行政機関、独立行政法人等の主体別の3本の個人情報保護法とそれぞれ最も厳しい部分を採用して1本のルールとする内容である。従来の指針では、診療情報等から氏名・住所等の個人を特定する情報を削除した「匿名化」を行えば、その匿名化情報を研究利用することの承諾確認として「オプトアウト」手段が許容されているが、改正指針案はそれを原則許容しない。 このような指針改正は、医学研究の基盤を支える症例研究や患者レジストリ研究等が実施不可能となり、わが国の目指す医療イノベーションはおろか、医療・医学そのもの、すなわち患者への医療の進歩を妨げる。例えば、既に日本造血細胞移植学会は、二次調査のための症例登録を改正指針施行予定の来年4月までに急ぎ中止する旨の通知対応を始めた。 また、指針改正案では、従来の改正時には設けられた「経過措置」がなく、現行指針上の必要な手続を踏んで実施中の研究でも、改正指針の施行までに、改正指針に適合するよう見直し、変更を行い、倫理審査を経て、研究計画によっては本人同意を取得する作業が必要になる。しかし、改正指針の公布は早くても来年1月来であり、改正指針の施行までの約2ヶ月の期間で、これら全ての対応の完了は不可能と言っべきでない。こうした対応に各研究責任者である医師等が追われることで、通常の診療活動が妨げられ、研究活動に関わる全ての医療機関が診療機能不全に陥ることが懸念される。以上のような懸念から、以下を要する。現在の医療法体系上は3法の事業主体の別によって各々課される義務内容や義務免除要件等が異なるが、そうした法体系上の違いによる壁を超えて、医学研究についてはすべからず、一旦は各主体に課せられた法的義務を免除し、その上で、倫理指針の改正に際しては、どの主体も履行・遵守可能な、現行指針と同様の個人情報取扱い規定の採用を求める。	個人情報保護委員会 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	【個人情報保護法関連】 改正後の個人情報保護法第76条第1項第3号において、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれに属する者」が「学術研究の用に供する目的」のために個人情報等を取り扱う場合は、従前と同様、同法第4章の規定は適用されないこととされており。また、改正後の個人情報保護法において、病歴など特に慎重な取扱いが求められる個人情報と要配慮個人情報として新たに位置付け、当該情報の取得時には本人同意を必要とし、また、当該情報の第三者提供にあたっては、オプトアウト手続(第三者に提供される個人データに対して、本人の求めに応じて提供を停止することとしている場合)であって、あらかじめ、法定項目を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた上で、本人の同意を得ることなく、第三者に提供することを禁止したところである。	【個人情報保護法関連】 改正後の個人情報保護法第76条第1項第3号において、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれに属する者」が「学術研究の用に供する目的」のために個人情報等を取り扱う場合は、従前と同様、同法第4章の規定は適用されません。なお、当該適用除外に関する考え方やその範囲については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)に示しております。	【個人情報保護法関連】 改正後の個人情報保護法第76条第1項第3号において、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれに属する者」が「学術研究の用に供する目的」のために個人情報等を取り扱う場合は、従前と同様、同法第4章の規定は適用されません。なお、当該適用除外に関する考え方やその範囲については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)に示しております。	【個人情報保護法関連】 改正後の個人情報保護法第76条第1項第3号において、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれに属する者」が「学術研究の用に供する目的」のために個人情報等を取り扱う場合は、従前と同様、同法第4章の規定は適用されません。なお、当該適用除外に関する考え方やその範囲については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)に示しております。	◎	
28111002	28年11月11日	28年12月6日	28年12月28日	改正個人情報保護法(以下、個情法)の下では、要配慮個人情報とされる病歴(政令では、カルテ情報等の全ての臨床情報を含む)を取得する場合、取得時の目的と異なる利用をする場合又は第三者に提供する場合、そのことについて本人同意の取得が原則的に求められる。その法改正個情法の下で政令、施行規則、個人情報保護委員会ガイドラインが現在、順次改正されない新規に制定されようとしている。 従来、医療機関における個人情報の取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(以下、医療介護関係事業者ガイドライン)」が詳細が定められており、その内容に従った個人情報保護を実施してきたが、今般この医療・介護関係事業者ガイドラインが個人情報保護委員会ガイドラインに統合され、医療機関における個人情報の取扱いに特化した詳細なルールは変わると聞き及んでいる。その結果、改正個情法が求める本人同意取得の原則あるいは患者の個人情報と非個人情報とするための匿名化方法が、医療現場の事情を踏みこなさず定められてしまうと、医療現場に少なからぬ混乱を生じる。かつて、2003年にわが国で初めて個情法が制定され、施行された後しばらく続いた医療現場の混乱は記憶に新しいが、今回の改正個情法の影響はそれ以上に深刻なものになることも予測される。その最たる懸念としては、医療に於いて不可欠ともいえる症例報告及び専門医資格等の認定のためのケース・レポート提出等の際、患者の個人情報の取扱いが実質的に不可能になってしまうことである。その結果、わが国の医療の発展は大きく損なわれ、最終的には多くの患者及び国民の健康や福祉に不利益が生じることが強く懸念される。 以上の懸念に基づいて、改正個情法の下であっても、これまで通り現行の医療介護関係事業者ガイドラインに従った個人情報取扱い方法に則することで、適切な個人情報保護を図ることによる、担保されることを要する。そもそも、医療機関で働く医師、看護師、薬剤師等の医療従事者には刑法及び各専門職法によって罰則付きの守秘義務が課されており、改正個情法の下でおよそ医療活動に必要な円滑な個人情報の利用を妨げるような規制をさらに設けることは、過度な規制になると考える。	個人情報保護委員会 厚生労働省	【個人情報保護法関連】 改正後の個人情報保護法第76条第1項第3号において、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれに属する者」が「学術研究の用に供する目的」のために個人情報等を取り扱う場合は、従前と同様、同法第4章の規定は適用されないこととされており。また、改正後の個人情報保護法において、病歴など特に慎重な取扱いが求められる個人情報と要配慮個人情報として新たに位置付け、当該情報の取得時には本人同意を必要とし、また、当該情報の第三者提供にあたっては、オプトアウト手続(第三者に提供される個人データに対して、本人の求めに応じて提供を停止することとしている場合)であって、あらかじめ、法定項目を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた上で、本人の同意を得ることなく、第三者に提供することを禁止したところである。	【個人情報保護法関連】 改正後の個人情報保護法第76条第1項第3号において、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれに属する者」が「学術研究の用に供する目的」のために個人情報等を取り扱う場合は、従前と同様、同法第4章の規定は適用されません。なお、当該適用除外に関する考え方やその範囲については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)に示しております。	【個人情報保護法関連】 改正後の個人情報保護法第76条第1項第3号において、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれに属する者」が「学術研究の用に供する目的」のために個人情報等を取り扱う場合は、従前と同様、同法第4章の規定は適用されません。なお、当該適用除外に関する考え方やその範囲については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)に示しております。	◎			

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281129048	28年11月29日	29年1月16日	29年1月31日	IoT設備が取得するデータについて	<p>【具体的内容】 ・IoT設備が取得する個人情報について、適法に利活用が可能になるよう、個人情報保護法の下に新たなガイドラインを策定すること。</p> <p>【提案理由】 ・個人情報保護法においては、個人情報の利用目的の明確化を求めている。しかしながら、IoT設備が取得する情報(例:カメラや冷蔵庫等による情報)の取得に対する各個人からの承諾について運用方法を示す明確なガイドラインが無い。 ・IoT設備の普及を活性化するためには、取得する情報をいかに利活用するかが重要であるが、当該法の下では、情報の利活用に制限や複雑な契約プロセスが発生しうる状況であり、ビジネスの活性化が制約される可能性がある。ガイドラインが作成されることにより、IoT設備が取得するデータのスピーディな収集と利活用が可能となり、リース会社の新たなビジネス、市場が生まれる。</p>	(公社)リース事業協会	個人情報保護委員会 総務省 経済産業省	個人情報保護法第15条、第18条	現行制度下で対応可能	<p>個人情報保護法においては、個人情報取扱事業者が個人情報を取得する場合、個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知する必要がありますが、本人の承諾を得る必要はありません。</p> <p>なお、利用目的の公表又は本人への通知に該当する事例として、以下の事例が「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」において記載されています。</p> <p>【公表に該当する事例】 事例1) 自社のホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載 事例2) 自社の店舗や事務所等、顧客が訪れることが想定される場所におけるポスター等の掲示、パンフレット等の備置き・配布 事例3) (通信販売の場合)通信販売用のパンフレット・カタログ等への掲載</p> <p>【本人への通知に該当する事例】 事例1) ちらし等の文書を直接渡すことにより知らせること。 事例2) 口頭又は自動応答装置等で知らせること。 事例3) 電子メール、FAX等により送信し、又は文書を郵便等で送付することにより知らせること。</p>	個人情報保護法においては、個人情報取扱事業者が個人情報を取得する場合、個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知する必要がありますが、本人の承諾を得る必要はありません。 利用目的の公表又は本人への通知に該当する事例については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」を御確認下さい。 また、事業者が、データの取得にあたって消費者に提示すべき情報等を整理した「消費者向けオンラインサービスにおける通知と同意・選択に関するガイドライン」(平成26年10月17日公開済)や、カメラ画像の利活用を希望する事業者が消費者のプライバシー保護および適切なコミュニケーションの観点で配慮することが望ましい事項を整理した「カメラ画像利活用ガイドブック」(平成29年1月31日公開済)につきましても、ご確認ください。